

商用車の電動化促進事業（タクシー・バス） 補助金提出資料一覧表（その1）

◎通常申請（補助対象車両を購入する前に申請する場合）

・車両のみの申請

・車両充電設備込みの申請

・充電設備のみの申請

※上記いずれかに○をしてください

（1）交付申請書提出時

申請書等を提出する前に資料を再確認して、○を記入してください。

項 目		○を 記入
商用車の電動化促進事業（タクシー・バス） 補助金提出資料一覧表（本表）		
1. 交付規程様式等	様式第1 交付申請書	
	様式第1（その2の1） 電動化促進事業（タクシー・バス）実施計画書（車両）	
	様式第1（その2の2） 電動化促進事業（タクシー・バス）実施計画書（充電設備等）	
	様式第1（その3の1）（誓約書）	
	様式第1（その3の2）（表明書） ※CO2排出量20万トン以上の事業者のみ	
	様式第1（その4の1またはその4の2） （非化石エネルギー自動車の導入計画書）	
2. 申請者が法人の場合	現在事項全部証明書（初回申請時に限る ^注 ）。発行後3か月以内のもの）の写し（コピー）	
3. 申請者が個人の場合	住民票（発行後3か月以内のもの）又は自動車運転免許証の写し（コピー）	
4. 補助対象経費に係る見積書の写し。充電設備の工事費がある場合には充電設備に係る競争見積書（コピー。3社以上）		
5. 充電設備の導入に関する説明書	ア 充電設備の設置位置と導入車両の使用本拠位置の関係を説明した書面	
	イ 充電設備の使用状況を説明した書面	
	ウ 導入車両との台数と充電設備の口数の必要性を説明した書面	
6. 充電設備に係る関係図面	工事概略図	
	全体図	
	部分詳細図	
	設置場所の写真	
7. 自動車購入契約書の写し（コピー）（納車予定日を明記しているもの）（タクシー車両における、リース契約の場合は除く）		
8. 賃貸借契約書（契約締結前の場合は契約予定者及び対象物等必要事項が記載されていた契約書（案））の写し（コピー）（リースの場合に限る）		
9. リース料金算定根拠明細書	補助金がリース料金に反映されていることが確認できるもの（リースの場合に限る）	
10. その他、必要な書類		

注）法人の場合、現在事項全部証明書につきましては、初回申請時に提出していただき、以降は不要ですが内容等に変更等ありましたら再提出をお願いいたします。

※ JATA申請システムでは、一覧表の提出は必要ありません。また、様式については、システム上で入力して頂きます。

※ JATA申請システムでの申請ができない場合には、信書便等での申請も可能です。

※ 提出資料が不足している場合には、受付されない場合があります。

※ 書類作成につきましては十分ご注意ください。

※ 写し（コピー）は鮮明な物をお願いいたします。